

入札監理小委員会
第535回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第535回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年5月10日（金）14：34～16：50

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○国有財産総合情報管理システムの運用保守業務（財務省）

2. 事業評価（案）の審議

○情報システム運用業務（国立研究開発法人情報通信研究機構）

3. 契約変更の報告

○事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システム（警察庁）

4. 事業評価（案）の審議

○システム技術支援業務（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）

○文書管理運用支援業務（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）

5. 実施要項変更の報告

○国有林の間伐等事業（林野庁）

<出席者>

（委員）

井熊主査、梅木副主査、関野副主査、大山専門委員、小尾専門委員

（財務省）

理財局 管理課 金森課長

理財局 管理課 谷津田電算システム管理官

理財局 管理課 木嶋電算機専門官

（国立研究開発法人情報通信研究機構）

経営企画部 情報通信システム室 大高室長

財務部 契約室 役務・工事契約グループ 戸田グループリーダー

（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）

安全・信頼性推進部 泉部長

安全・信頼性推進部 安全・信頼性推進グループ 荒木安全・信頼性推進グループ長

安全・信頼性推進部 システム安全推進ユニット 中野システム安全推進ユニット長

セキュリティ情報化推進部 川上部長

セキュリティ情報化推進部 情報化推進課 佐藤課長
セキュリティ情報化推進部 セキュリティ統轄課 平松主任
調達部 研究事業推進室 原田室長

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○井熊主査 それでは、ただいまから第535回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、財務省の国有財産総合情報管理システムの運用保守業務の実施要項（案）、国立研究開発法人情報通信研究機構の情報システム運用業務の事業評価（案）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構のシステム技術支援業務の事業評価（案）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の文書管理運用支援業務の事業評価（案）の審議を行うとともに、警察庁の事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システムの契約変更の報告、林野庁の国有林の間伐等事業の実施要項変更の報告がございます。

まず初めに財務省の国有財産総合情報管理システムの運用保守業務の実施要項（案）につきまして、財務省理財局管理課、金森課長よりご説明をお願いいたします。なお、ご説明は15分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○金森課長 財務省理財局管理課長の金森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

クリップを外していただきまして、下から3枚目、3つ目の資料にA-3という資料がございます。こちらの資料に基づいて、まず事業の概要からご説明させていただきます。

資料上段の右側をご覧くださいますと、こちらが国有財産総合情報管理システム、以下、国有システムと呼ばさせていただきます。こちらの概要図でございます。左から見ていただきますと、国有システムは、利用者である国の各省・各庁の職員の利用端末と本システム等を政府共通システム等で結びまして、国有財産法に基づく国有財産台帳の記録ですとか決算等々の国有財産関係業務の情報を処理するほか、インターネットを通じて国有財産に関する情報を広く国民に提供する府省共通システムということになっております。

真ん中の青い箱を見ていただきますと、国有システムは主に3つのサブシステムで構成されております。上から1番目を見ていただくと、データベースサブシステムでございます。これが当システムを中心となるシステムでございます。国有財産台帳に関するデータベースの管理、そしてそれに関連する多数の業務機能を提供しております。

上から2番目が、入札業務支援サブシステムでございます。財務省の地方支分部局に財務局というのがございますが、ここが実施する国有財産の入札における入札保証金等の出納官吏機能を提供しております。

上から3つ目が、情報公開サブシステムでございます。各省庁が所管する国有財産に関する個別の情報につきインターネットを通じて国民に提供する機能を提供しております。

この青い箱の右側を見ていただきますと、こちらは外部システムとの連携状況になって

おります。人事・給与システムですとか官庁会計システム、ADAMSと言われるもの等の多数の外部システムとデータ連携をしております。サーバ機器は財務省庁舎にございますが、情報公開システムについては民間のクラウド環境で運用しております。またバックアップ環境につきましては、近畿財務局に設置しております。

資料上段左の方を見ていただくと、業務の規模になっております。こちらをご覧ください。まず利用者数です。国有財産情報公開システム以外の利用者は、各省庁、財務局、それから本省の理財局の国の職員でして、平成30年度で2万4,322人となっております。アクセス数は1日平均で1,928件、ピーク時は5,377件となっております。サーバ数ですが、本年1月にサーバ機器の公開を行っております。その際に仮想化技術の導入と情報公開システムのクラウド化を行っておりまして、サーバ数の縮減を図っております。契約期間につきましては、令和2年4月から令和5年3月までの3年間ということになっております。

続きまして、主な業務内容です。この資料の下段をご覧ください。左側の運用業務につきましては、品質管理等を行う運用サービスマネジメント業務、利用者からの問い合わせ対応を行うサービスデスク業務、システム基盤の障害管理、稼働管理を行うシステム運用サービス管理業務、それから利用状況の分析ですとかマスタデータの更新を行う業務運用支援業務がございます。

右側が保守業務でございます。品質管理等を行う保守マネジメント業務、アプリケーション等の障害管理、稼働管理を行うシステム保守管理業務、サーバ・ソフトウェアの最新化、アプリケーションソフトウェアの保守等を行うシステム保守業務がございます。

以上が国有システム及びその運用保守業務の概要となります。

続きまして、競争性の改善に向けた取り組みについて、説明させていただきます。

まず、これまでの取り組みです。今のA-3の資料の下にA-4という資料がございますが、こちらの資料をご覧ください。資料A-4をご覧くださいと、若干細かいですが、こちらでご説明させていただきます。

国有システムにおいては、平成22年度の1月から運用を開始しておりますが、この時より開発業者による一者応札が続く状況になっております。資料の欄外の下の方に注とありまして、太字で書いておりますが、平成28年度の行政評価事業レビューにおいて、一者応札の改善に向け、具体的な取り組みを実施することと。こういうふうにしたこともありまして、これまで我々としても改善に向けた努力を実施してきたところでございます。

この資料下段、表の茶色い部分をご覧くださいますと、こちらが競争性改善のための取り組み状況でございます。こちらをご覧ください。上から1番目の入札スケジュールにつきましては、平成29年度より、事業者の引き継ぎ期間を、それまで1カ月だったわけですが、これを見直しまして倍の2カ月間を確保しております。更に平成30年度の後期より、公告期間を標準の50日より1週間長い57日を確保しております。

表の上から4番目の仕様書の欄をご覧ください。事業者ヒアリングにおける意見も踏まえまして、逐次要件緩和ですとか負担軽減に取り組んでまいりました。特に30年度の前期においては、31年1月の機器更改に合わせて、資料提供依頼RFIを実施して、応札が難しい理由ですとか、それから発注側に対する要望を募集して、提出された意見を基にして仕様書の見直しを行ったところです。

具体的に言いますと、そこにも書いてございますが、インシデント管理について、次の事業者への引き継ぎのためにデータベース化して管理し、我々財務省の方に納品すること等を追記しております。またその右の欄をご覧くださいと、30年度の調達においては、31年1月の新機器稼働を新規事業者の参入契機にできるように、調達期間を旧機器と新機器に分割いたしました。それでこの30年度が前期と後期というふうに分かれているわけでございます。

上から5番目が事業内容の情報開示についてです。29年度に作業工数実績、それから31年度には事業者の手順書につきまして意見招請、入札公告期間中に閲覧できるようにしております。

次に今回の取り組みです。こうしたこれまでの取り組みにもかかわらず、依然として一者応札が続いている状況を踏まえまして、今回実施要項案の作成に当たっては、これまでの取り組みに加えまして、更なる改善に向けた取り組みを行いました。

若干この資料は字が小さいので、先ほどの資料に戻っていただいて、A-3の資料をご覧ください。こちらの中央部分にオレンジの欄があります。こちらをご覧くださいますと、左からずっと書いてございますが、実施要項案の作成に当たり留意した点をご覧ください。

まずは、引き続き入札参加が期待される事業者への個別掘り出し及びヒアリングを実施いたしました。そのほかにも外部専門家である財務省のCIO補佐官にも相談いたしましたので、これまでの取り組みに加え、更なる見直しを検討いたしましたので、その結果をご説明させていただきます。

今回の見直しのメインになるのが、契約期間の変更でございます。単年から複数年、3

年へと変更しております。これは事業者のヒアリングにおいて、単年度契約だと初期投資が回収できないとの意見があったことを踏まえまして、市場化テストに合わせて見直しを行ったものでございます。

次に入札スケジュールの更なる見直しをしております。引き継ぎ期間はこれまでと同じ2カ月間ですが、公告期間につきまして前回よりも充実させて、標準の50日より10日長い60日を確保しております。

次に、仕様書及びサービスレベルの見直しを実施いたしました。事業者の要件緩和として、運用・保守実績として求めていた資産規模1M\$以上step以上の複合大規模システムの運用・保守実績があることという要件を削除いたしました。

併せて、これまでシステムの受注者から委託されたものは含まれないとして、再委託された業務実績は実績として認めていませんでしたが、この記載を削除いたしました。再委託による業務実績も認めまして、門戸を広げることいたしました。

また、運用業務の要員に求めていた資格要件であるITILそれからCMMIについては、これは運用業務については削除いたしました。

サービスレベルについては、これまでSLAサービスレベル合意書として締結していましたが、実態としては目標値でありましたので、SLOサービスレベル目標ということで、変えさせていただきました。

それからサービスレベルの項目についても見直しを行いまして、障害復旧時間遵守率と再照会率を削除いたしました。この障害復旧時間遵守率については、障害発生時に同じくサービスレベルで設定した復旧目標時間内に回復した割合を80%以上とするよう設定していましたが、障害については、例えば災害発生など事業者の責めに帰さない外的要因で発生するものもあることから、削除することにいたしました。再照会率につきましては、対応が完了した質問に再度問い合わせした件数を10%以内とするように設定していましたが、事業者ヒアリング等の結果、新規事業者の参入の障壁を除く観点から、これを削除することといたしました。

次に評価基準の見直しも実施しております。これは2点ございます。1点目は、評価項目数について、類似評価項目をまとめるなどして運用業務については32項目から23項目に、保守業務につきましては28項目から23項目に減らしまして、事業者の負担軽減を図っております。

評価見直しの2点目として、改善すべき提案や創意工夫等された提案を加点できるよう

に、配点方法の見直しを実施しております。配点方法で具体的に見直した点は2点ございます。これは運用、保守ともに同様の見直しをしておりますので、保守業務の評価の方为例として説明させていただきたいと思っております。

分厚い方の資料A-2の134ページ、一番後ろの方でございます。後ろから2枚めくっていただくと、別添4というのがございます。こちらが保守業務の総合評価基準書になります。これの最後のページ、137ページをご覧ください。最後のページの下から2つ目のところに、その他提案というのがございます。まず、仕様書の要件以外について提案する、その他提案という評価項目がございます。こちらについては、これまで評価区分を重要としていたものを、今回、最重要に格上げして配点を重くいたしました。

2点目ですが、資料を1枚めくって135ページ目にお戻りください。こちらは評価基準の配点方法の見直しをしております。最高点であるAの評価基準について、後段の方に「または」以下で、「独自に創意・工夫等された提案内容で、具体性・実現性があり、その根拠が明確であり、かつ効果的であると判断できるもの」というふうに記載しております。これは、今回追加した基準でございます。今まで各項目では創意工夫等された提案に係る加点ができるようになっていなかったため、今回この記載を入れることによって、その他提案以外の各項目においても創意工夫された提案を加点できるように見直しを行いました。

以上2点が評価基準の見直し内容でございます。

恐縮ですが、またA-3の資料に戻っていただきまして、最後の点です。情報開示についても見直しをいたしました。事業者が応札を検討するに当たっては、国有財産関係業務に関する情報が求められるところですが、現在、国有財産に関する業務ですとか関係法令、通達を財務省のホームページで公開しておりますので、仕様書に当該ホームページのアドレスを記載いたしました。これによりまして、仕様書に記載されていない国有財産に関する業務内容についても、併せて情報提供できるようにしたものでございます。

そして、ちょっと記載はございませんが、最後にこれから実施されるパブリックコメントや入札公告時に多くの事業者への情報提供ができるように、業界3団体へのホームページ掲載を依頼することとしております。

以上が見直しの内容になります。私の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○井熊主査 ありがとうございます。

それでは、今のご説明に対してご意見、ご質問等ある委員の方はご発言いただきます。

いかがでしょうか。どうぞ。

○小尾専門委員 総合評価のところの比率が1対3になっているというご説明について・・。

○金森課長 ありがとうございます。

この1対3にしている理由ですが、先ほど国有システムの概要を説明させていただきましたが、もう少し詳しく目に説明させていただきます。こちらのA-2の資料の22ページ、23ページ目をご覧ください。こちらになります。この図でございます。先ほど説明した内容をもう少し詳しく書いたものでございます。

これを見ていただきますと、22ページ目の方の真ん中辺を見ていただきたいと思います。そもそも、技術点の総合評価落札方式の標準ガイドラインというのがありまして、技術点の比率を高くする場合の要件というのがそこに定められております。主として3つの要件があります。業務の複雑性ですとか多岐性、2つ目が複数の情報システムとの連携をするもの、3つ目が関係する組織の多さ。こういうものが挙げられております。この点について、この図を用いて説明させていただきたいと思います。

1つ目の業務の複雑性・多岐性というところですが、22ページ目の資料の真ん中を見ていただきますと、先ほどこの辺をかなり省略して説明しましたが、この国有財産台帳の記録・決算の情報を処理する以外に、各省共通機能である庁舎を管理する機能ですとか、あるいは国家公務員宿舎を管理する機能、あるいは我々財務局の固有の業務である未利用国有地の処理計画の管理ですとか、ここにいろいろな機能が実は書いてあります。個々には23ページ目にその機能が書いてあり、非常に機能が多岐にわたっています。しかも、この機能同士が、この機能の間でデータを連携するなどしまして、かなり複雑なシステム構成になっております。これが1つ目の業務の複雑性・多岐性ということでございます。

あと外部との連携ということですが、22ページ目の右側を見ていただくと、先ほど人事・給与システムと官庁会計システムの話だけをしたのですが、会計検査院システムですとか7つの外部システムと連携しているというのがございます。ですから、外部の情報システムと連携しているというのがございます。

それから左側を見ていただくと、先ほども利用者のことで説明させていただいたのですが、各省にまたがっております、ユーザー数は2万4,000人ということで、関係する組織が非常に多く存在していると。こういうことがありますので、先ほどの要件に合致しているというふうに我々では考えておりまして、運用・保守ともに1対3ということにしております。区別をつけずに1対3ということで、今のような考え方で設定しているとい

うことでございます。

以上でございます。

○井熊主査 いかがですか。

○小尾専門委員 ちょっと仕様書そこまでちゃんと見る事ができていない部分もあるのですが、運用業務と保守業務について両方とも1対3というのは、少し業務の内容から見て区別した方がいいかなというのが1つあります。これ、保守業務の方は、ちょっと別の話もあるのですが、アプリケーション保守が入っていたり、結構専門的というか技術的に高い技術を持っていないとかならない業務が含まれているようにも見受けられるのですが、一方で運用の方については、基本的にはデータの入力であったりメンテであったり。いわゆる複数のシステムが入っているからといって、その複数のシステムが連携して何かを行うという業務が、そこまで多岐にわたっているわけではないようにも見えます。

そうすると、技術的なレベルというか応札者側に高度な技術が必要かどうかということについて、少し差異があるかなというふうに見えるので、両方1対3にするというのは少し乱暴かなと言うとちょっとおかしいですが、考えた方がいいのかなとも思います。

あと、ほんとうに1対3とすることが必要かということについては、多分皆さんもいろいろご意見があると思うので、少なくともその2つ、もう同じですよというのは少し考えた方がいいかなと思います。

○金森課長 ご指摘ありがとうございます。

確かに運用と保守では大分レベル感に差があるとは思いますが、一応私どもの現在の考え方を申し上げますと、運用の方も結構技術が必要になると。それが保守と同じレベルかどうかというのは、ちょっとまだ我々も再検討しなきゃいけないと思っているんですが、運用について技術が必要だと思っている理由が3つほどあります。

1つは、先ほど申し上げましたように、機能はかなり複雑な構成に国有システムはなっております。アプリケーション改修を保守の方でやっていただいて、それをリリースするという仕事は運用の方でやるんですけども、これは年間10件程度でございます。その時に、改修したことが現行の運用方法に影響を与えないのかというのを、運用の業務として確認しなければいけない。影響がある場合には、利用者のマニュアルの変更ですとか、あるいはリリースに当たっての運用手順書を作成する必要が出てくると。

それから障害が発生した場合には、機器のトラブルなのか、あるいはアプリケーションのトラブルなのかという原因の所在の早期解明が求められますし、障害が回復するまでの

対応策も検討する必要がある。

あるいは、外部のシステムとの連携をいろいろ行っているのですが、外部システムの方に仕様の変更があった場合に、国有システムへどういう影響があるのか。こういう調査もしなければいけないですとか、あるいはデータ連携されて、うまくデータが流れなかった時に、どちらのシステムに問題があるのかという解明もしなきゃいけないですとか。そういう技術的なものが必要な点があります。

それから、あと利用者が非常に多く、各省になっていますので、例えば同じLANを使うにしてもOSが違っていたり、いろいろ環境が違います。そういった相手の環境に合わせて問い合わせにも対応していかなきゃいけないということで、一定の技術は必要だろうと。それが保守と同じレベルじゃなきゃいけないかどうかというのは、ご指摘のようにちょっと考えなきゃいけない余地があるのですが、一応今まで我々としては、そういう考え方で1対3に設定してきているということでございます。

これはやっぱりそれはおかしいということであれば、ちょっと持ち帰って、再考する余地はあるのかなと考えております。

○井熊主査 ほか、いかがですか。どうぞ。

○大山専門委員 説明ありがとうございました。

かゆいところに手が届いていないという感じがするんですよ。そもそも何をやるために今こういう議論をしているのかということから見たときに、まずアプリケーションソフトの改修に関して、そっちの業務をお願いするとなれば、よほど設計書から何から全部、それもわかりやすい形で書いていない限り、ほかの企業が入ってくることは相当難しい。したがって、そこについて1対3でやるか幾つでやろうと、手を挙げてくるところはそうないんじゃないかというのをちょっと懸念します。

それを来てもらえるようにするためにはどういう努力をしたのかということが大事で、さまざまないろいろな対応を打っていただいているのですが、多分これは効果がないと僕には見えるんですね。ほんとうに難しいところは、設計しているシステムの姿あるいはソフトウェアの構成がどうなっているかを発注者がわかっているかどうかなんですよ。ですから、そちらの方で、どういう業務をどういう形でやっていて、どのソフトがどこに対応するというのが全部つくられて残っていない限り、そういうドキュメントが整理されないと、ソフトウェアの改修のところまで競争性を持たせるというのは、かなり難しいんじゃないかなと思います。

したがって、そこは今のこのやり方は、努力をなさっているのはわかるのだけれども、そこについてはもう少し工夫が要るんじゃないかなという気がします。かといって、こうやればできるという答えは簡単には出ません。多分、最初の契約から全部見なきゃいけないので。というふうに思います。これは私の意見です。

それからもう一つ運用の方ですが、これについては、どれくらいのドキュメント、マニュアルを用意なさっていますか。要するに、それを見れば誰でもわかるように、動かせるようにつくられているかどうかにかかっています。そこまでやったとしても、それを読みこなして、そのとおり、もしドキュメントにミスがあって、自分たちの運用業務がうまくいかなかった時どうなるかというのを、それはリスクで今度積んでくるので、そうすると単年度で無理だというのはもちろんだし、複数年でもそのドキュメントのできぐあいによって、参入するかどうかは決まってきちゃうと思うんですよ。

そういうところについての準備の状態が、この今ドキュメントで見えないので、いいか悪いかと言われても、こちらから見ると、そこは十分ドキュメントの整理、どのくらい時間をかけておつくりになられていますかというところの情報を出していただけると判断しやすいですけどね。そこはどうですか。十分もうできていますか。

○木嶋電算機専門官 すいません。先ほどのドキュメントの件なんですけれども、事業者の運転マニュアルという形では準備しておりまして、また、そこは先ほど冒頭に説明させていただいたとおり、閲覧資料としては開示しているところではございます。

ご指摘のとおり、正直それが、見て、そのままできるか。他の事業者が運転できるかと言われますと、私どもとしては、他の事業者でも運用できるような運転マニュアルというものを今の現行の業者に準備させておりまして、閲覧もしております。また今後パブリックコメント等もとらせていただきますので、そういった機会にご意見をいただければ、そこは真摯に対応していきたいと考えているところでございます。

○大山専門委員 ありがとうございます。そういう対応をしていただければ、まあ、すぐにはゴールに行かないけれど、前進はできると思うので結構だと思うのですが。ちなみに補佐官は、今のドキュメントで大丈夫だと言っていますか。それを言質とっておくとおもしろいだけけれどね。不十分だということであれば、補佐官の立場から見て、それを通していいのかというのは、質問になりますよね。

○木嶋電算機専門官 実際、運用保守のマニュアルの方を今の補佐官に見ていただいているかという点と別なのですけれども、そこは検討して、よく相談して進めていきたいと考え

ます。

○大山専門委員 ぜひそこをお願いします。

○井熊主査 ほか、いかがですか。

私の方から1点。先ほどの総合評価のところですけど、ご説明されたのは原則論としてもっともかなと思うのですが、この事業で、今、私どもがここでこうやって審議している一番大きな論点というのは、一者入札がずっと続いているということなんですね。ですから、チャレンジャーが今回の要項を見て、これなら勝負になると思うかどうかだと思わねえ。それで、これだけ一者入札でもずっと勝っているチャンピオンがいる中で勝負になると思うのは、チャンピオンが出せない価格を出すか、チャンピオンにはないような新規のアイデアを出すか、この2つしかないわけですよ。

そういう観点から言うと、今の総合評価のやつは、そういうふうに見えないですよ。例えば何か具体的に書いているかというところがものすごくいっぱいありますよ。もう具体的に書くことを勝負したら、今やっている人が勝つに決まっているわけですよ。

やっぱり何か問題があって、もし技術点をあげるのであれば、この問題に関して何か新しい解決の方法があるかどうか高い評価点を置くとか。もしそういうことがないのであれば、もう価格で勝負させるとかという何かチャレンジャーが勝てるような評価、そういうものを評価するよという姿勢とその表現がないと、やっぱり出てこないんじゃないかなと思うんですよ。いかがですか。

○金森課長 個別の項目でも、今回創意工夫があれば評価を上げますよというのはあるんですが、総花的にどの項目でも点数を上げますと言っているんで、主査ご指摘のように、確かにこの点、創意工夫が欲しいんだというのを言って、そこの配点を上げるとかですね。そういうのは、もうちょっと考える余地があったのかなというふうには思っております。

それから、価格で勝負するという点については、先ほどご指摘があったように、技術点と価格点の比率をもうちょっと考えてみるとか、いろいろ対応のしようがあると思いますので、考えてみたいと思います。

○井熊主査 ほかはいかがですか。

○関野副主査 いろいろとご説明ありがとうございました。

先ほどからお話があったとおり、基本的にはずっと富士通さんがやっていて、多分システムもつくられて、その運用と保守だけを外出ししようということだと思わねえですけど、その中で1つA-2の60/137ですか。作業員に求める資格等の要件のところ、シ

システムの総括責任者があるのですけれど、国有財産業務に関する必要な知識を有することと書いてありますけれど、先ほど説明がありましたが、国有財産の知識というのはどの程度のことを言われていて、それがやっぱりほかの業者さんにわかる言葉なのでしょうか。

○木嶋電算機専門官 先ほどもちょっと冒頭に説明させていただきましたとおり、23ページに例えば国有財産の業務機能概要というものがあるんですけれども、国有財産業務はかなり幅広く業務知識が求められますので、やはりどうしても利用者対応というところでは、そういった業務知識がないと円滑なシステム運用ができないというところで、国有財産の業務知識というところを求めているところではございます。

ただ、今回、業務知識の情報開示という点では、先ほど説明させていただきましたが、国有財産の情報、制度とか通達とか、一般的な国有財産の売却の処分の手続の流れといったものを国有財産のホームページで公開しておりますので、先ほど申しあげましたそのアドレスを仕様書に記載しまして、国有財産業務はこんなものだという事は、まずは情報提供させていただきたいと考えているところでございます。

○関野副主査 なので、普通の人ができるのなら、ここに入れなくてもいいんじゃないかなと思ったんです。ホームページを見ればわかるならば。違いますか。

○木嶋電算機専門官 確かにご指摘のとおりではあると思います。

○井熊主査 よろしいですか。

一者入札を解消しようということをいろいろご検討はされているなということは伝わってまいります。ただ、規模も大きく、長く一者入札が続いている案件なので、もう少し検討が必要かなという部分はあります。例えば価格の問題ですとか、あるいは大山先生の方から出た情報開示の問題。補佐官がいいか客観的に評価してもらおうとか、今あった表示の資格の問題のところとか。ちょっとその辺を検討して、必要であれば必要な修正を行って、それを事務局を通してご連絡いただければなと思います。

その検討結果並びに、もし修正がある場合は、委員が確認した後、意見募集を行うようをお願いしたいと思います。事務局いかがですか。

○事務局 了解いたしました。

○井熊主査 では、そのようにさせていただきたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、更なる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せ願えればと思います。

どうも本日はありがとうございました。

(財務省退室)

((国研) 情報通信研究機構入室)

○井熊主査 それでは、国立研究開発法人情報通信研究機構の情報システム運用業務の実施状況について、同機構経営企画部情報通信システム室、大高室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○大高室長 大高です。それでは、説明をさせていただきます。

まず初めに事業の概要です。国立研究開発法人情報通信研究機構の情報システム運用業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、以下の内容により2018年4月から競争入札により実施しており、現在実施している事業は3期目です。

業務の内容。本業務における業務内容は、本調達では、ユーザーがクライアント端末を用いてインターネットアクセス・メールの送受信・共有ファイルの利用等、一般的なサービス利用を行うための運用、及び当機構における研究へのネットワークサポート、サーバサービスサポートを行うためのものです。

2018年度からは、政府統一基準対応に伴うセキュリティ対策のサポートの拡充、共通事務パソコンの基本ソフトウェアの大型アップデート対応、サブスクリプション型ソフトウェアのライセンス管理とユーザサポート、業務用スマートフォン等の運用管理業務追加を行いました。

契約期間については、2018年4月1日から2020年3月31日までの2年間となっています。

現在の受託事業者はエヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社。

本実施状況の評価の期間としては、2018年4月1日から2019年3月31日までの1年間で行います。

受託事業者の決定の経緯について。本事業に係る落札者の決定は、総合評価方式（加点方式）により実施することとしており、2018年1月29日の提出期限までに入札参加者1者から技術提案書の提出を受け、審査した結果、必須審査項目評価基準を満たしていた技術提案書について、内容に応じて技術点を加点し、決定しました。2018年2月15日に開札した結果、予定価格の制限の範囲内であり、その価格点と技術点を合計した結果、エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社を落札者として決定しました。

確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価について。情報通信研究機構の情報シ

システム運用業務における民間競争入札実施要項において定めた民間事業者が確保すべきサービスの質達成状況に対する当機構の評価は、以下のとおりです。

業務の内容。対象公共サービスの内容に示す運用業務を適切に実施すること。これに対する評価は、月次報告による業務内容を確認したところ、運用業務は適切に実施されており、サービスの質は確保されています。

L A Nの稼働率。測定指数は、稼働率が99%以上とする。稼働率の計算は以下の計算式で示すとおりです。ここは省略します。評価の期間のL A Nの稼働率は100%であったため、サービスの質は確保されています。

セキュリティ上の重大障害の件数。個人情報、施設等に関する情報その他の契約履行に際し、知り得た情報漏えいの件数は0件であること。これは情報漏えいのセキュリティ上の重大障害の件数は0件であったため、サービスの質は確保されています。

システム運用上の重大障害の件数。長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。これについても0件であるため、サービスの質は確保されています。

利用満足度の調査結果。ヘルプデスクを開設していますが、その利用者に対する満足度のアンケート調査を実施し、その結果、基準スコアが75点を維持または向上することということについて、基準スコア以上であり、サービスの質は確保されているということです。全体の平均満足度としては91.9という結果になっています。

実施経費の状況と評価について。実施経費については、今回2018年4月1日から2020年3月31日までの契約金額が、4億2,750万円。1年当たりの金額としては、割る2で2億1,375万円となっています。

経費の節減効果についての評価です。2013年4月1日から2014年3月31日までの実施経費は2億253万3,000円でした。この金額との比較ではプラス1,121万7,000円となっておりますので、増加となっております。しかし、その次に記載しました追加業務がありました。市場化テスト開始前後では、業務対象及び業務量が増加しております。以下、主要な追加業務と金額を一覧で示しています。2014年から17年度の運用中の契約変更、内訳金額が判明するものを記載しています。

次に表の中に10項目書いておりますが、詳細は省略させていただきます。合計で3,485万3,686円、追加作業として費用が増加していることとなっております。今回、実施経費である②に比べて、上記業務が経費の中には②、先ほどの3,485万3,686

円が含まれております。市場化テスト前と業務対象を近似するために、これらの金額を差し引きます。そうしますと1億7,889万6,314円となり、市場化テスト前と同様の業務範囲における節減額としては2,363万6,686円となり、削減率はマイナス11.7%減少ということになります。

これらの評価としては、市場化テスト実施前と比較すると、SEの常駐拠点の増加、共通事務パソコンの基本ソフトウェアの変更、サブスクリプション型ソフトウェアのライセンス管理とユーザサポート、業務用スマートフォンの運用管理業務、その他運用対象個別システムの増加により、契約金額については増加になってはいますが、業務のボリュームについて見ますと、実施業務の内容については十分な結果となったと考えられます。市場化テスト前と比較し、市場化テスト前後の追加された業務を除いた場合、2,363万6,686円の経費削減となったと評価します。

次に民間事業者からの改善提案による改善実施事項等についてです。

1つ目が、業務用ファイルサーバの更新です。容量が逼迫して、業務用ファイルサーバの更新と研究部署へのファイルサーバの公開の提案がありました。これを受けて、2019年1月に新しいファイルサーバを導入し、性能向上と容量の増加、バックアップ範囲の拡大、事務系部署における業務効率とデータ保全性を向上。研究部署への公開を現在準備中であり、2019年4月よりリリース予定というところで、一部リリースをしております。研究部署と事務系部署でのデータのやりとりが効率化され、情報通信研究機構全体の業務効率向上に寄与しております。

2つ目。リモートデスクトップターミナルサーバの老朽化への対応として、サーバの更新の提案がありました。2018年11月より更新に向けて検討を進行中であり、2019年4月にリリース予定。これは、少しおくれておりますが、近日中にリリース予定です。これにより、出張先等から業務システムや業務用ファイルサーバへのアクセスが高速化され、業務効率が向上する予定です。

3番目、外部ウェブサーバの常時SSL化についての提案です。これについては、2019年2月にSSLアクセラレーション機能を有するロードバランサを導入し、一部ウェブサイトを常時SSL対応としました。今後、同機器を利用して、順次ウェブサイトを切りかえていく予定です。

4点目、ウェブメールシステムのスマートフォン対応の提案です。2018年12月にスマートフォン用ページをリリースしています。この結果、出張先等からスマートフォン

でアクセスした際のメール閲覧性が向上し、業務効率が向上しております。

全体的な評価についてです。2018年4月から2019年3月まで、システム運用状況については、個人情報等の機微な情報の流出やシステムが長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及びシステムが保有するデータの喪失等、重大な障害や問題は発生していません。それから正常稼働率99%を確保しております。ということで、設定したサービスの質は確保できていたものと評価します。

2つ目、2018年4月から実施している本事業について、ヘルプデスク満足度調査として、2019年1月21日から25日までの期間、ヘルプデスク利用者を対象にアンケートを実施したところ、全ての項目において基準スコアとしている75点を上回る結果、91.9点となっております。さらにコメント欄を設けて具体的な質問もあわせて対応することにより、通常問い合わせが来ない問題についても、対策を実施することができております。

3つ目、民間事業者において当機構に推奨している業務改革プロジェクトについて、情報システムの運用面の課題や解決法について、積極的に検討を行っています。

以上のように実施要項において設定したサービスの質は確保されており、共通システムの基盤コンピュータシステムで提供する標準サービスや、機構内で使用される各種業務システムの利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供により、役職員間の情報共有などIT活用による業務の効率化に資するという目的は、達成しているものと評価できます。

最後に、2018年5月31日及び2018年12月17日に開催の外部有識者による契約監視委員会で、実施状況について点検を受け、適切に実施されていることの承認並びに引き続き適切な処理に努めるよう求められました。

今後の事業について。本事業への市場化テストの導入は今回が第3期目になりますが、事業全体を通した実施状況は以下のとおりです。

実施期間中に受託民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等を行った事案はなかったです。

2つ目、機構には、監事及び外部有識者（大学教授、弁護士等）で構成される契約の点検・見直し等を行う契約監視委員会が設置されており、その枠組みの中で実施状況の報告のチェックを受ける体制が整っています。

本事業における入札については、1者からの応札となりました。

対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標については、目標を達成していません。

業務拠点、セキュリティ業務、運用対象システム及びサービスの増加により、従来経費から金額は増加5.5%増になったが、市場化テスト前後の追加業務を考慮すると、11.7%減となっています。引き続き市場化業務として、効率化を進めていくこととします。

本事業については、全体において良好な実施結果を得られているが、一者応札であったことから、次期事業においては市場化テストを継続し、引き継ぎ期間の延長、説明会の複数回開催、資料閲覧期間の延長等の改善を加えた実施要項により事業を実施することとしたいと思います。

次期市場化テストへ向けての改善です。入札説明会の複数回開催について、資料閲覧の期間を20日間から30日間に増加することで、入札に参加しやすい条件を提示します。落札者決定から委託業務開始までの期間を8週間（56日）程度を見込み、委託業務の十分な引き継ぎができる期間を確保することとします。

以上です。

○井熊主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案につきまして、総務省より説明をお願いします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 本事業に係る評価案について、資料Bの案に基づいてご説明させていただきます。

事業の概要につきましては、資料B-2に挙げていますとおり多岐にわたっておりますけれども、今期の入札におきましては一者入札であり、落札者は連続で同一の会社でした。

評価の結論としましては、先ほど機構からご説明がありましたとおりサービスの質の確保は図られておりまして、実施経費におきまして経費削減効果が認められるのですけれども、一者応札でありまして、競争性の確保に課題が見られることから、市場化テストを継続することが適当であると考えます。

また、本件は新プロセスにより実施していますが、次期事業以降は現行プロセスにより事業を実施すべきと考えます。このため、課題点すなわち競争性の確保について、委員会と十分に協議した上で、次期事業は既に実施要項を作成中であるという事情も鑑みて、次々期から民間競争入札を実施してはどうかと考えております。

詳細につきましては、サービスの質等につきましては、先ほどご説明がありましたので

内容は割愛させていただきますけれども、対象公共サービスの実施内容に関する評価の質は保たれておりましたし、実施経費につきましても約11%減少しておりましたので、削減効果は認められました。

ですので、今後の方針でございますけれども、1のように法令違反等はなかったですし、2のように外部の有識者によるチェックを受ける仕組みは備えております。ただ、入札において一者応札であったということ。4にありますように、質に係る達成目標についても目標を達成していたということ。5にありますように経費も削減されていたということから、最初に申しあげましたとおり、競争性の確保に課題が認められることから、次期事業においては一時的に民間競争入札による実施を保留し、令和4年、2022年度より民間競争入札を実施することとしたいと考えております。

以上です。

○井熊主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問のある委員は、ご発言願います。いかがですか。どうぞ。

○小尾専門委員 ご説明ありがとうございます。

今回、結論というか、最終的には現行プロセスに戻すというようなことを事務局側から提案があるわけですが、その際に、今回の評価の結果とか評価の中身というのは、いわゆる市場化テスト前と現在、第3期目、新プロセス2期目という形の比較になっているわけですが、戻すに当たっては、市場化テストを開始した後どうなのかと。

今回、多分現行プロセスに戻すというのは、一者応札になってしまっていて戻すということになるわけですが、ということは、市場化テスト前というよりは、市場化テストを行って第1期目はうまくいきましたと。ところが第2期目、新プロセスに移行した1期目、2期目については一者応札になってしまって、ここの部分については、費用面から見てもあまりうまくいっていないんじゃないかというふうに思うわけですね。

もちろん業務内容が増えているから費用が増えていっているというのはあるにしても、そもそもこの金額が、いわゆる事業拡大によってこれだけの金額になっているのか、それともやはり一者応札になってしまった影響であまり費用の削減ができていないのかというのは、やはりちょっと明らかにしておいたほうがいいのかなと思うのですが、こちら辺、何か試算されたとか、そういうのはありますか。

○大高室長 まず、今期の入札において資料を入手した会社は6者ありました。そこにヒ

アリング調査をさせていただいて、なぜ1者しか応札していただけなかったかというのを調査しました。

6者ありましたが、1者が現行の請負業者、もう一者が市場化テスト前に事業を行っていた業者でした。入札を検討していただいたのはその2者だけ、残りの4者については、会社の業態の変化があってSEの常駐派遣ができない事業者、それから入札の情報を確認するのみという会社が4者でした。

もう一者のほうの市場化テスト前に入っていた業者についても、社内で検討はしていただいたんですが、主に人員確保ができないということで、今回は業務体系を組めないというような、調査結果をいただいています。

今後の対策として今検討しているところでは、もう少し広く声をかけるというような対策を検討しています。本入札にこれまでかかわっていない、入札資料の取得もしていない大手のメーカーも多数あることから、そちらにも積極的に入札に参加してもらえるような働きかけをしていこうということを考えているところです。

金額的な評価のところについては、引き続き検討させていただきたいと思っています。

○小尾専門委員 現状1期、2期、3期の間の比較というのは、行っていないということですね。市場化テスト前の比較は可能、今回の評価の中にも入っているわけですが、1期目、2期目、3期目というので、どういうふうに経費が推移しているかと。例えば1期目に比べて3期目というの、そもそも費用が増えているのか減っているのかという、純粋に比較ですよ。これ、事業規模が増えているから増えているのか、それともそもそも入札が1者になってしまっているがために、やはり増えている部分があるのかというような分析はされていないのですか

○大高室長 まず大きな部分、事業が増えた大きな部分でいいますと、1期目は契約の問題もあったんですが、地方拠点に対する業務というのが含まれていなかったというところが非常に大きいと考えています。これが現在入っていることによって、事業としてはかなり効率化されていると考えております。金額的なところの比較でいくと、この事業が増えることによって、1期目と比較しても増えているとは考えていないというところです。

○小尾専門委員 わかるんですが、そこは何か客観的に分析をされたり、例えばこれを見ていると、落札率が明らかに上がっていきませんか。そうすると、総合評価でやっているわけですが、競争性が発揮されていないというか、もう1者しか来ないから、そんなに低い価格出さないよというふうな形になっているのではないかというふうに思われるわ

けですが、そこら辺の傾向の分析というんですかね。

だから、例えばこれ高どまりというか、落札率が上に張りついているような形になっているということは、明らかに競争性が発揮されていないわけですから、競争性を発揮するために、何か別の手だてを考えないといけなくなる可能性もあると思うんですけれどね。何かそういう費用面で、この1、2、3の間の推移を比較したというようなことはされていない？

この資料自体は、確かに市場化テスト前と後でどうだということではあるんですが、NICTの中で、その1期、2期、3期の間の比較みたいなことは、特にはされていないですか。

○大高室長 現状は、そこの整理はされていないです。

○井熊主査 よろしいですか。

○小尾専門委員 はい。

○井熊主査 ほか、いかがですか。

今年も、今、先生が言われたように、そういう費用面も含めて、なぜかつて受注したところは出なくなっているのかというのを、もう少しちゃんと分析したほうがいいのかなど。

これは、落札率から逆算すると、1期、2期、3期って、予定価格は一緒ですよ、ほとんど。

○大高室長 そうですね。

○井熊主査 逆算すると。だから、もし単価が同じであれば、業務量は増えていないはずですよ。業務量が増えているんだったら、単価は落ちている。積算しているということになりますよね。

ですので、やっぱりその辺が民間に対して仕様書的にどう映っているのかとかいうような部分。あるいは、その人たちが同じ金額で多くの業務をやるために、どういう自由度を彼らに与えればいいのかとか、そういうところをぜひ検討して、これからに臨んでいただければと思います。

○大高室長 はい。

○井熊主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○小尾専門委員 そういう意味で、今回多分総務省側の評価についてというところの最後にありますが、おそらく4期目というか、新プロセスの3期目になるのか、現行プロセスのまた戻しの1期目になるのかあれですが、いわゆるここで言う4期目については、ここ

の場で検討せずに、おそらく調達に入ると。もう時間的な問題も多分あるということで、ここで審議をしても、多分それに対する反映ができない可能性が高いということで、そのまま走るといふことになると思うんですが、一方で、またおそらく今のままでいくと、4期目も一者応札になる可能性が高いんじゃないかということに危惧しています。

そうなった場合に、やはりその次ですね。5期目になるのかな。5期目にちゃんと複数者が入ってこられるような仕様というか、調達の仕方に変えていかなきゃいけないということを考えるわけなので、4期の結果ですかね。4期の結果が出たら、できるだけ早い段階で総務省側に報告するということをしていただいて、必要に応じて、やはりこの場でどうするかということを検討するようなことを考えていただきたいなと思います。その部分を少し総務省側と相談して、検討していただきたいなと思います。

○井熊主査 よろしいですか。

では、本件に関する審議はこれまでとしまして、事務局で、事務局案にあるように、次期以降については現行プロセスで、次々期から民間競争入札を実施というような形でやっていきたいと思っております。

今、先生が言われましたように、やはり入札というのはある意味民間との情報交換の良いチャンスですので、将来に向けて改善に向けた情報がとれるように努力していただきたいなと思います。

よろしいでしょうか。特段のあれがなければこれで、事務局案で行きたいと思っております。

ありがとうございました。それでは、本件の審議を終了させていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○大高室長 ありがとうございました。

((国研) 情報通信研究機構退室)

○井熊主査 続きまして、事務局から報告案件がございます。事務局、報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、警察庁の事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システムの契約変更について、説明させていただきます。

資料は資料3になります。1の事業概要にありますように、こちらの業務は、テロリストや不法入国者の上陸禁止や禁輸品等の密輸阻止等の取り締まりの徹底を図ることを目的とする業務であります。

(2)の契約期間にありますように、今現在、契約中でございます。

2の契約変更の内容でございます。(1)の理由にありますように、警報装置を各都道府県警察本部などに設置しているんですけれども、そちらについては平成31年3月1日から運用しているところ、各都道府県警察の組織改編に伴う当該装置の設置場所の調整を行っておりまして、その結果、都道府県警察をまたいで装置の設置場所を変更するものです。

具体的には本資料の最後のページに別紙配分表がございますけれども、警察庁本庁の配分が1増え、九州管区が1減るため、契約における設置場所が変更となるものです。なお、契約金額に変更は生じません。

次に3、当該契約変更の手続についてです。従来、入札監理小委員会において、契約変更前に事務局から報告をすところ、警察庁において3月中に変更契約を行う必要があることから、事前に各委員の皆様にご意見照会させていただきましたが、特段のご意見はございませんでした。事後とはなりましたが、契約変更後に直近で開催されます本小委員会において報告するものでございます。

以上です。

○井熊主査 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの報告にご質問等ございましたら、ご発言いただきます。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。非常に軽微な変更ということで。

では、特段のご質問・ご意見がないようなので、異存なしといたします。報告ありがとうございました。

((国研)宇宙航空研究開発機構入室)

○井熊主査 それでは、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構のシステム技術支援業務の実施状況について、同機構安全・信頼性推進部、泉部長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○泉部長 泉でございます。このたびは説明の機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

本件につきましては、JAXAの業務における安全確保、ミッション達成のための技術支援をしていただくという契約でございます。この契約につきましては、過去、以前参加者確認公募という手続をとった上で、随意契約という形で行ってまいりましたが、残念ながら一者応札ということがございまして、その後28年度にこの小委員

会場でいろいろご審議いただきまして、それを踏まえまして、改めて29年度からまた競争という形で進めさせていただいておるところでございます。

結果といたしまして、現在また一者応札という形になりまして進めさせていただいておりますが、本日につきましては、その中身、それから我々としての評価、中間報告ではございますけれども、説明させていただきましますので、どうぞよろしく願いいたします。

詳細につきましては、我々の担当の荒木グループ長のほうから説明させていただきます。
○荒木安全・信頼性推進グループ長 それでは、資料に基づきまして、ご説明いたします。

まず資料でございますけれども、本業務につきましては技術的な支援ということで、少し専門的なこともございますので、添付してございます資料D-2の図表に基づきまして、まず業務の概要をご説明いたします。

本業務につきましては、平成29年4月から3カ年間で実施することになってございまして、受託業者は有人宇宙システム株式会社という形でございます。

実施経費につきましては、資料D-2に書いてございますとおり3億1,000万強の実施経費となっております。

業務の内容です。安全を確保し、ミッションを達成するためにやっている活動の中で、大きく5つの業務を連携して実施することで、今回支援をお願いしてございます。大きく分けますと5つございます。

そのうち上部の3つなんですけれども、安全に関する部分でございます。こちらは、安全を確保するために必要な要求とか文書を作成し、実施。次にそれに基づきまして、各プロジェクトが実施している活動を審査するというのが、上にございますシステム安全審査部会というところで、技術的に詳細な審査を行います。その結果を、全社的に安全を見てございます安全審査委員というところに諮りまして、JAXAとしてこの安全でいいということを確認するという、大きな安全の審査に関する3つの活動がございます。

それから、これらの活動をするに当たりまして、1つは我々JAXA以外のヨーロッパとかNASA、米国の宇宙機関ですね。そういうところの安全・ミッション保証に関する部署といろいろな情報共有なり共同の活動を行ってございます。そのための会合の調整支援をお願いするということと、それから、この安全・信頼性を確保するための技術的な手法につきましてはJAXA職員に研修を行いまして、JAXA全体のレベルを維持して、確実にこういった活動を進めるというための研修活動を進めてございます。

1ページめくっていただきまして、安全を確保するための作業というのを、システム安

全作業という形で表にまとめてございます。この活動は、人工衛星をつかって打ち上げて運用するに当たりまして、設計から製造、試験、運用それぞれの段階におきまして、安全を確保しなければならないと。そのためには、危険なものは何があるのかというものを識別して、その解析をした上で、その原因はどういうことなのかということ。それを、どのように危険じゃないようにするのかということ、設計の段階でさまざまな工夫をしなければならぬですか、運用の段階での手順書でしっかり安全であることを確保するのですとか、教育訓練を行うというようなさまざまな手段を使って、安全である状況を保って、実際に運用まで実施するという一連の活動がございまして、それをそれぞれのフェーズで確認していくという活動でございまして。

そのために必要な技術標準類ですとか、使われる手法、それをどのように使って安全を確保するのかというような実際の具体的な進め方。これが表の下のほうに少し例で挙げてございます。こういった活動をやると。

それをプロジェクトチームといたしまして、人工衛星を開発するチームが実際にやるんですけども、それを第三者的に評価して、安全であることが確認できれば先に作業を進められるということで、安全確保の作業を進めてございます。

こういった作業をこの技術支援で実際に支援をしてきてございます。

業務の概要のご説明は以上になります。

資料4に戻りまして、1ページ目の一番下でございまして。

本受託事業者の決定の経緯でございまして。本件の民間競争入札実施要項に基づきまして、入札参加者から、これは1名でございましたけれども提案書を受けまして、その実施要項に定める内容を技術評価専門部会というJAXAの中にございます部会におきまして審査して、評価基準を満たしたということを確認してございます。入札説明会の参加者数は1者、仕様書等の受領者数は2者でございました。入札は、平成29年2月2日に開札し、予定価格の中にございましたので総合評価を行い、上記の者を落札者としてございます。これが選定までの経緯でございまして。

2ページ目に参りまして、確保すべき質の達成状況の評価でございまして。まず全般につきましては、実施要項に定められた計画に沿って進められたということ、さまざまな計画書の提出ですとか、それを実施するところの状況確認の中で確認してございます。実際の進捗管理等も適切に行われておりまして、平成29年度、30年度の成果報告書も作成、納入されて、それで内容を確認してございます。

個別の作業の状況でございます。最初に、安全要求ですとか関連文書作成・維持支援でございます。こちらにつきましては、計画に基づきまして、ペイロードというのはこの場合はロケットに載せる人工衛星のことを指しますが、人工衛星に対する安全要求の作成や維持。

それから、日本以外にも活動以外では商業打ち上げ等が行われているんですけども、そういった商業打ち上げで要求される安全要求と、日本の安全要求を調査し比較したりですとか、宇宙でごみを発生させると危険なので、スペースデブリと呼んでいますが、これらの発生防止と。そういったさまざまな安全にかかわる要求を維持・改訂してございます。

また、こういった評価作業を日々やっているんですけども、その評価の活動の改善ですとか効率化というものを技術文書としてまとめる。そういった活動を実施して、質が確保されていると評価してございます。

詳細につきましては説明を省きますが、3ページ目の別表1に今申し上げた具体的な活動内容、要求にあるような文書の作成状況について、まとめてございます。ちょっと量が多いので、省略いたします。

ここまでが要求の維持・支援でございます。

2ページ目に戻ります。次にJAXAのシステム安全審査技術支援です。こういった要求書に基づいて、各プロジェクトが行います危険に対する分析ですとか、その対策を計画するんですが、そういったものを第三者の評価委員会でございますシステム安全審査部会というところで審査いたします。

各プロジェクトが作りましたそういった計画を事前に出していただいて、事務局としてその内容についてプロジェクトと事前調整をした上で、実際に審査部会を開催し、そこで審議・議論をしてもらいます。そこでいろいろアクションアイテム等が出ますので、そういったものをフォローアップするとか、何回も審査部会をやっていく中で、共通的な課題ですとか次の改善の知見といったものをまとめていくということで、審査の効率化を図るというような活動を技術的な面で支援してもらっております。これも確保される質を達成していると評価してございます。

それから、このシステム安全審査部会の結果を踏まえまして、安全審査委員会のほうで最終的な審議を行います。こちらも同様に安全審査委員会でいろいろな質疑がございまして、そういったもののアクションアイテムフォローアップですとか、そこで得られたさまざまな意見や知見を整理、まとめまして、次の活動に生かすというような活動で支援を

していただきまして、質を確保、達成していると評価してございます。

ここまでの安全関連の業務でございます。

次に、ヨーロッパとか米国の宇宙機関との会合の支援でございます。こちらにつきましては、約1.5年に1回の間隔で、NASA、米国の宇宙機関、ヨーロッパの宇宙機関、JAXAの安全の部門が集まりまして会議を行ってございます。そのために大体2カ月に1回のペースで電話会議を行いまして、そちらでその具体的な会合に向けた準備・調整を行ってございます。そういった電話会議での調整支援。

それから全体的な会合だけではなくて、トピックスを決めまして、例えば1つの技術的な課題について専門家を集めた形での議論を行っているのが、タスクフォースとかワーキンググループでございます。こういったものが都度テーマに応じてつくられまして、議論をされていますので、こちらの電話会議の支援等を行ってございます。

それから1.5年に1度会合がございますので、そのときの現地での支援という形で、そういう技術的な支援をしていただいております、それにおいては確保されるべき質は達成していると評価してございます。

最後になりますが、安全・ミッション保証の技術研修支援ということで、こちらにつきましては、研修全体のスケジュール管理から、幾つかのコースがございます。こちらの3ページ目の表に書いてございますような研修のコースがございますが、こちらの研修を実際に準備して、研修を行うという形でやっております。

こちらの確保されるべき質につきましては、研修終了後のアンケートで、この研修が有益だったか否かということに対して、5段階評価のうちの上位2つ、有益である、非常に有益であるというところの評価を7割以上得るということとしてございます。その結果につきましては3ページ目に書いてございます。

まず、平成29年度につきましては、このレベル1というのは初級者向けの研修コースでございます。レベル2というのが上級者向けの研修コースでございます。初級者向けについては全体で66%。このうち新入社員、2年目から5年目の技術系職員では74%で目標を達成していると。レベル2の上級者向けにつきましても89%ということで、評価を得てございます。

全体で66%ということで、若干低くなってございます。こちらは、新入社員だけではなくてプロジェクトの要員全員が受けるようにということで、この年からちょっと研修が変わりました。経験者が増えたことで若干評価が上がってございませぬけれども、もともと

とは全員レベル1の知識を持っているということを確認することも込めて全員受けるようになってございますので、そういう意味では、プロジェクトにしっかり知識を持っているという評価をしてございまして、研修の質としては問題ないと考えてございます。

その詳細につきましては、6ページ目に別表2という形で、その他のアンケート項目も含めてまとめてございます。

それでは、次に実施経費のところ、7ページ目に移ります。実施経費につきましては、従来の3億2,000万強の契約額に対しまして、今回は3億1,000万という形になってございます。この市場化テスト導入前の経費と比較した場合には、約4.39%の削減効果がございました。

こういったものを受けまして、次に4項目で、総合評価でございます。確保すべき質につきましては、IIでご説明したとおり29年度、30年度とも測定指標を達成していると考えてございます。経費につきましても、経費削減の効果はあったというふうに理解してございます。

市場化テストの終了プロセスに照らし合わせて5項目ございますけれども、これにつきましては、まず1番目の法令違反行為等はございませんでした。2番目の実施状況につきましては、JAXAの中でも契約監視委員会という外部有識者によるチェックの決定がございまして、確認を受けてございます。3番目につきましては、入札は一者応札となってしまったということで、今後競争性を確保するためには、可能な範囲での業務分割するというようなことで、より多くの事業者に入札の参加を促すなどすることにしたいと考えてございます。4番目は、質に対しては目標を達成しております。5番目の経費につきましても削減効果がございました。

8ページ目、最後になります。今後の競争性の確保につきましては、先ほど申し上げましたとおり一者応札が続いている状況でございまして、参加がなかなか難しいという理由を調べたところ、本事業は多岐にわたり、能力的、人力的な対応ができないですとか、業務量が多いというふうなところでございました。なので、次回入札する場合には、こういったものを課題として、可能な範囲で分割することを考えて、競争性を高めたいと考えてございます。

本業務につきましては、次期におきましても引き続き市場化テストを実施することとしたいと考えてございます。

説明は以上になります。

○井熊主査 説明ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価案につきまして総務省より説明をお願いします。説明は5分程度をお願いします。

○事務局 ご説明させていただきます。

まず事業の概要等でございます。先ほど宇宙航空研究開発機構からご説明のあったところでございますので、割愛させていただきます。

次に評価でございます。まず概要でございますが、市場化テストを継続することが適当であると考えております。検討内容でございます。まず確保されるべき質の達成状況につきましては、質が確保されている状況と考えております。続きまして、実施経費については、4.39%の削減が図られてございます。続きまして、選定の際の課題に対応する改善でございます。本業務は、JAXAのミッションの技術支援という特殊な業務でございます。従来一者応札が続く状況にございました。平成26年度基本方針での選定に伴い、従来の実施状況の開示、入札・公告期間の延長、参入資格として求める類似業務の内容の具体化などの競争性確保のための工夫を行いましたが、結果的には一者応札にとどまったという状況でございます。

以上を踏まえまして、今後の方針でございます。本事業につきましては、競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価することは困難な状況でございます。競争性確保のための課題として、本業務が多岐にわたり、能力的、人力的な対応が困難であるなどの事情が想定されるところ、次期入札に向けて競争性を高めるための検討が必要でございます。

これらを踏まえ、次期事業においては、引き続き民間競争入札を実施することによって、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの施設の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えるところでございます。

以上でございます。

○井熊主査 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問のある委員はご発言願います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○梅木副主査 ご説明どうもありがとうございます。

資料を拝見すると、かなり業務として特殊で専門性の高いものなので、対応できる業者

が少ないのでは、と思われます。今年、民間参入を促進するために、入札参加が期待される者に個別にアプローチされたという記載がありますが、これは複数者にアプローチされて、その結果、説明会の参加者も1者であったという状況なのではないでしょうか。

そもそもこういった業務を提供できる企業、できる可能性のある企業がどれくらいあるのかという、業界の状況を教えていただけますでしょうか。

○荒木安全・信頼性推進グループ長 確かに宇宙という形に限りますと、宇宙でこういう技術開発をしたり、エンジニアリングのサービスを提供できる企業というのは、さほど多くございません。我々、これを始める際には、手法なり、能力として持っている企業というのは、宇宙開発に参加している企業という意味では、それなりに数はいると思っていたんですけども、やはり自分たちでやる以外にこういう形でサービスを提供できるという意味では、なかなか体制的にも厳しいという感じの印象は受けてございます。確かにそんなに多いというふうには感じてございません。

ただし、宇宙に限っている部分はあるんですけども、宇宙以外に見たときに、安全とか信頼性を確保するいろいろな手法なり技術というのは、製造業では基本的には一般的に使われている内容になってございます。なので、そういった例えば研修であれば研修のサービスを提供しているような機関等はございますし、そういう部分まで広げられれば、そういったところにも参加していただける可能性があるのではないかと期待しているところでございます。

○梅木副主査 ありがとうございます。

入札不参加に対するヒアリングも個別にされていて、一部の業務で実施できないものがあつたのが理由で入札に参加しなかったということであれば、ご提案されているように業務を分割して、入札できるような可能性を増やしていくというのは、非常に有効ではないかなと思います。ありがとうございます。

○井熊主査 ほか、いかがですか。どうぞ。

○関野副主査 経費の質問をいたしますけれど、3カ年で単年度として見たら4.3%です。結果としてなりましたよということでしょうが、31年度は約1,000万少ないですよ、9,100万ということで。これは、ここに書いてあるとおり支援の回数とか研修の回数が減ったとか、何か理由があつて減っているのでしょうか、31年度は。

○荒木安全・信頼性推進グループ長 そうですね。基本的には研修とか審査会の回数というのは、どうしても例えばプロジェクトの状況ですとか数が年によって変動いたしますの

で、あとは時期によって回数が増えたり減ったり、減ったりというとおかしいですけど、プロジェクトのどのフェーズにあるかで審査会の回数も変わってきます。そういう意味で、どうしても毎年何回固定というわけではないという部分があります。

○関野副主査 だとすると、例えば4.39%減ったというのは、同じ業者で減っているということは、逆に言うとなれてきたというか、熟練したということになってしまいかないかと思ったんです。

そうすると、はっきり言うと、新たな業者が入ってきたらまた高くなるという恐れがあるのかなという気がするのですが、そういう心配は、逆に言うとならないものなのでしょうか。

○荒木安全・信頼性推進グループ長 熟練度という視点では、そういうところもあり得るというふうには考えています。ただ、入札に際して、やはり競争的であるか否かというのも、最初の段階で下がる可能性というのも考えてございます。あとは入札される側が、そこをどういうふうにかけて入札されるかというところもあるのかなと思っています。

○関野副主査 逆に質問すると、何で4.3%減ったんだと思いますか。何かその要因というのは考えられるんですか。

○荒木安全・信頼性推進グループ長 そうですね。業務量の変動も若干ございますけれども、やはりなれているというか、より効率的にできるようになってきている部分というのはあると考えています。

○関野副主査 これから、どうするかと考えると、契約の内容を分けましょうという提案だったと思いますがけれども、安全とか安全審査のところぐらいはやっぱり今のままというか、ほかの業者では難しいなどはお考えになっているということによろしいんですか。

○荒木安全・信頼性推進グループ長 幾つかに分けた場合なんですけれども、分けた場合で、全てに、分けることによってほんとうに効果が出るかどうかという観点につきましては、多少差があるのかなと思っています。やはり安全の部分については、さほどそんなに業者が増えるかどうかということに対しては、厳しい部分があるのではないかと考えています。

○泉部長 安全に関しては、そういう技術を持っている会社さんというのは、宇宙だけじゃなくて、自動車とか鉄道とかいろいろなところにあると思うのですが、それを外にサービスとして提供するというところがなかなか出てこないのかなと。

安全の技術は、宇宙も地上も基本的には一緒ですので、そういうサービスを提供できる

と考えるとらっしゃる会社さんが積極的に出られれば、そこを分けて出せば、いらっしゃるのじゃないかなとは思うのですけれども、残念ながら、これまでのところはほかのと一緒にだったということもありますし、また、先ほど申したように安全の審査をするというのは、ある意味安全管理に責任を持ってしまうところがございますので、そういうような支援をするところに抵抗があるのかなというふうには、これは想像しているところでございます。

なので、例えば安全とそれ以外を分けたときに、安全のところは複数者が、ほんとうに入札に参加していただける会社がいらっしゃるかどうかが、ちょっと微妙だなとは正直思っています。ほかのところは、これまでも1者は少なくとも声をかけていただいているというのもございますので、効果は出るのかなというふうには思います。

○関野副主査 ありがとうございます。多分、そういうイベント会社があるから応札はあるかもしれないんですけれども。

わかりました。ありがとうございます。

○井熊主査 私も、これから分割するとか対応をご検討されていますが、この仕事の特殊性から来る、皆さんやりたくないなという気持ちを解くような努力を。宇宙という言葉ですね。それから、それが、例えば言葉は宇宙だけれど、基本的には車両の技術も自動車の技術も使えるんだよという説明がなされるのかどうかという話と、安全ということに関しても、私が今日、説明を聞いても、受託者がどこまで安全に対して責任を持つのか。JAXAさんの責任とどこに分岐点があるのか。そういうところで、安全といってもやっぱり受託者ですから、受託者に当然の安全の責任は有限の責任があるわけですから、そこでJAXAさんがどうやってサポートするのかとかいうような、一つの例ですけど、説明をちゃんとして、特殊性をなるべく排除していくという努力をされたほうがいいかなと思います。

ほかはよろしいですか。

今、委員から出ましたような点を踏まえまして、今後、市場化テストを継続するということがございますので、そういう方向でやっていただければなと思います。

事務局、何かございますでしょうか。

○事務局 ありません。

○井熊主査 それでは、今回の審議を踏まえて市場化テスト継続ということで、報告をしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

((国研)宇宙航空研究開発機構退室)

((国研) 宇宙航空研究開発機構入室)

○井熊主査 続きまして、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の文書管理運用支援業務の実施状況につきまして、同機構セキュリティ・情報化推進部、川上部長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○川上部長 本日はよろしくご説明いたします。私は、ご紹介ありましたセキュリティ・情報化推進部部長をしております川上と申します。

私どもの部で実施しております文書管理運用支援業務の実施状況について、本日ご報告させていただきます。

この業務でございますが、私どもが実施しております事業、研究開発であったりプロジェクトであったり、その他事業がございますが、その事業の実施に伴い取り扱う文書、これはみずから作成するものもございますし、外から取得するものもございます。また、技術的な文書のみならず事務的な文書もございます。また、紙媒体のみならず、最近ですと電子媒体のものが多くなっていると。それぞれの文書について、全社的に蓄積し、管理し、さらにためるだけではなくて有効に活用するといった環境を整備して、職員の業務の効率化、価値創製に役立てたいという目的での業務でございます。

業務内容ですが、資料E-2をごらんいただいておりますかね。その下に書いてございますが、文書を登録するところから、維持管理し、廃棄するといった一連の流れに加え、問い合わせの対応ですとか、必要な情報、その他関連情報の取り扱いなど、幅広く文書管理に関するもの、支援をいただくというものでございます。

実施期間は、平成29年6月から令和に変わりました2年9月30日までということですが、本日ご報告いたしますのは、この開始から昨年度末、平成31年3月31日までの状況をご報告するものでございます。

実施経費につきましては、書いてあるものでございます。後ほどご説明いたします。

実施状況詳細につきましては、この後、担当課長のほうからご説明いたします。

○佐藤課長 情報化推進課の佐藤でございます。よろしくご説明いたします。

それでは、主に資料5に基づきまして、ご説明差し上げたいと思います。事業の概要から実施期間につきましては、今、川上から申し上げたとおりでございます。

今回の受託事業者、日本レコードマネジメント株式会社でございますが、まずその決定の経緯は5番でございます。こちらでご検討させていただきました民間競争入札実施要項に基づきまして入札をいたしましたところ、参加希望業者としては1者でございました。

そこでいわゆる事前審査といいますか、この業務を実行できるかどうかという体制等が整っているかどうか。これをまず審査しまして、これが整っているということでございますので、この者について入札を開札したところ、予定価格の範囲内で行ったので、落札者としたというところでございます。

入札自身は1者で行ったけれども、その前段階の仕様書等を受領したこと、それから説明会というところでは、この1者に加えてもう一者来ていただいていたという状況でございます。

ページをめくっていただきまして、Ⅱの確保すべき質の達成状況及び評価でございます。先ほどの入札実施要項におきまして、この事業における民間事業者が確保すべき質の達成状況をこの表で評価してございます。評価項目は全部で3つございます。

まず1番目、業務に関する要求、全般でございます。測定指針といたしましては、仕様書それから実施計画書に沿って本業務を適切に行うことということでございまして、これに対する評価が右にございます。毎月提出される業務報告書、日々の報告、それから四半期に1度開催される報告会議において、各種業務の実施状況を確認してございます。そして、文書の登録、維持管理、廃棄、貸し出し等、利用者の問い合わせも含めて、この利用者というのはJAXAの職員でございますが、随時適切に行われていたということでございます。さらには、業者のほうから見直し改善提案をもらいまして、機構の担当者との協議の上、業務を行ってまいりました。

今回、特異とする部分としまして、文書管理システムが換装されたと書いてございます。これは、JAXAにおきまして、これまで過去3つシステムがあったものを、効率化するため1つのシステムに変えました。そのシステムを変えるのはJAXAの役割でございまして、そのシステムを使ってJAXAの職員が文書を登録したり利用したりするわけなんですけれども、そこで登録利用の手助けをするのがこの民間業者でございます。

したがって、JAXAのほうでシステムが変わりましたので、いろいろとそこの部分を立ち上がりのところをサポートしてもらおうというところがございました。そのサポートの部分を今回追加でこの民間業者にお願いしていたところでございますけれども、そのところもちゃんとやっていただいたので、この新しいシステムを安定して稼働しているという状況でございました。

ということで、以上のとおり、確保されるべき質を達成していたという状況でございます。

2番目の文書登録業務でございます。測定指針としましては、これはちゃんと文書登録の依頼があつてから適切に速やかにちゃんと登録をしていたかどうかということでございまして、通常期におきましては1週間以内、営業日で言うと5日以内。例えば水曜日に依頼があつたら、翌週火曜までに登録するというところでございます。

それから繁忙期、これはこの2ページから3ページ目にかけて書いてございますけれども、年度末から年度初めにかけて、この文書登録関係業務が多数出てまいります。このため3月期から5月期の依頼の対応については、1カ月で登録を完了することと。それから、まとまった数量依頼、緊急の依頼については、依頼職員と業務の必要性を踏まえ調整して登録するというのを測定指針としてございます。

これの評価でございます。まず、通常期と繁忙期の登録状況でございます。3ページ下の表を見ていただけますでしょうか。まず、繁忙期は、先ほど申し上げましたとおり3月期と5月期ということで、5月期についてサンプリングしてございます。それぞれ最長26日かかってございますけれども、1カ月以内に登録されていると。通常期につきましては12月をサンプリングいたしまして、これもいずれも5日以内、3日程度ということで登録されているということでございます。

ご参考までに、1年間通じて全部で2万5,000件ほどの登録がございます。したがいまして、全件ということではなくてサンプリングで確認しているというものでございます。

2番目でございます。今、表で申し上げましたとおりでございます。すいません、ここが日数のところございまして、4ページ目をごらんいただけますでしょうか。これが、文書の受付の件数の依頼と、受付と登録の状況でございます。青い線が受付の件数で、それを受けて登録したのが紫の数字、線でございます。1件の受付において、それを複数登録する場合がございます。したがいまして、受付件数よりも登録件数のほうが多くなっているというふうに見ていただければと思います。

いずれにしても、それぞれ適宜対応して登録しているというのが、この表でも見られるかと思えます。一見、真ん中の表の2018年12月に663件というのがちょっと飛び抜けてございますけれども、これはPIMSという2つの仕組みのうちの一つでございます。主にJAXAのプロジェクトにおける各種資料を登録するところでございます。プロジェクトの関係で一時期飛び抜けて登録する場合もございますので、ここの場合はちょっと多くなっているというところでございます。

ということで、この評価事項の2番の登録業務については、全て適切にやっているとい

うことで、確保されるべき質を達成していると考えてございます。

3 ページの3 番目の貸し出し管理でございます。この貸し出し管理につきましても、評価事項としては貸し出し依頼の発送は、依頼から起算して翌営業日までに処理を行うこと。翌日までにやりなさいということでございます。

これにつきましても、次の4 ページの一番下の表を見ていただけますでしょうか。貸し出しは2,048 件ございまして、翌営業日の貸し出しが1,679 件、82%でございまして、各種事情があって貸出日の日程調整をしたというものが369 件だったということでございます。基本的には翌営業日の処理が行われており、その他について、ちゃんと調整をして行っているということでございます。この3 番につきましても、確保されるべき質を達成していると認識してございます。

続きまして5 ページ目でございます。民間事業者からの改善提案でございます。先ほど申し上げましたとおり、この契約におきましては、新しいシステムを導入して、それを円滑に進めていくということがポイントでございましたが、その中で具体的な提案がございまして、業務の質の向上につながってございます。

まず1 番目としては、問い合わせ窓口を筑波宇宙センターに限定していたと。これはJAXAに各種事業所がございすけれども、主に大きなところでも関東で4 事業所ございます。そういったところを事業所ごとに設置することにはどうかということで、それを実施することで対応が迅速化されてございます。

2 番目としては、役職員から問い合わせがあつて、それを民間事業者だけでとどめておくのではなく、それをJAXAの検査員のほうにも情報を共有することで、速やかに問い合わせが多い問題に対して、対応するスピードを上げていたという状況でございます。

3 番目でございます。これはちょっとわかりづらくて恐縮なんですけれども、1 つのバインダーに複数の文書がとじ込まれるということがございます。各文書におきましては、そのアクセス権といいますか、要は誰が見ていい、どこまで見ていいというアクセス権が設定されてございますけれども、そのアクセス権がばらばらな文書が一つのバインダーに含まれる場合に、一番高いところのアクセス権を設定するという運用をやっております。それを体系的に自動反映するといったところを導入してはどうかという提案を受けて、それを実施したというものでございます。

以上のように、各種提案改善をいただいて、それを実行してございます。

4 番の実施経費の状況及び評価でございます。全て税抜きでございます。前の契約との

比較でございますが、前の契約と今回の契約は契約期間が違いますので、それぞれ単年度当たり直した数字で比較してございます。前の契約については、1年当たり2億800万、今回は2億1,100万なんですけれども、これは先ほど申しましたとおり、システムの換装に伴った追加業務がございましたので、その部分が若干比較する部分としては難しいというところでございます。

とはいいながら単純に比較すると、単年度当たり295万8,000円の増額というふうにはなってございますけれども、繰り返して恐縮ですが、単純な比較はちょっと難しいところではないかなと思っているところでございます。

総合評価でございます。5ページの最後のところから6ページにかけてでございます。達成すべき質の達成状況について、Ⅱに記載のとおり、本事業の実施に当たり確保すべきサービスの質として設定された要求水準を満たしていると考えてございます。また、新システムが導入される前後においても安定稼働を達成したことは、大いに評価するべきものであると考えてございます。

実施経費については、比較はちょっと困難だなというところでございます。

まとめますと、①から⑤のとおりでございます。

①として、実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反等を行った事実はありませんでした。

2番目として、JAXAにおいては、実施状況について外部の有識者によるチェックを受ける仕組み、評価委員会等を備えてございます。

3番目として、入札に当たっては、資料請求は2者ございましたが、結果応札は1者でございました。今後の競争性の確保に当たっては、より多くの民間事業者への入札参加を促すなど、多くの事業者が入札に参加するよう努めたいと考えてございます。

4番目として、対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標は達成されていると考えております。

5番目、経費でございます。市場化テスト実施前と比較した場合、経費削減の効果と情報システムの更新等による作業の増加があることから、同条件下での比較は困難であると考えてございます。

今後の事業でございます。

市場化テスト対象の現契約、平成29年から令和2年までにおきましては、実施要項への意見招請、過去の実施経費提示など改善を講じたものの、結果としては一者応札でござ

いました。本業務は、JAXAの4大事業所である調布・東京・相模原・筑波の事業所に要員を常駐し、その他の離島を含める事業所については、出張等で作業を行うということですが、ここが競争性の確保が難しいかもしれないなというところがございますけれども、当該要員の配置は、本業務において必須の条件と考えてございまして、現段階においてこれを変える理由がないのではないかと考えているところでございます。

一方、入札前の諸準備において努力をすることで、入札資料取得者が2者あったということ踏まえますと、文書管理業務を行っている者に対して、入札参加業者を増やすための働きかけを今後もしていくということが必要ではないかと考えているところでございます。

以上のことから、改善に向けた取り組みを行っているものの、一者応札が続き、改善を要する状況というふうに思われますので、本業務につきましては、次期においても引き続き市場化テストを実施するというふうに考えてございます。

以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価につきまして、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 ご説明させていただきます。

まず事業の概要等でございます。今ほど宇宙航空研究開発機構からご説明のあったところでございますので、割愛させていただきます。

評価でございます。

まず概要です。市場化テストを継続することが適当であると考えております。

検討内容でございます。確保されるべき質の達成状況につきましては、質が確保されている状況であると考えております。

民間事業者からの改善提案でございますが、民間事業者から合計3件の改善提案がございまして、業務の質の向上につながっている状況でございます。

実施経費でございます。実施経費については、単年度当たり契約額において1.42%の増加となっております。

選定の際の課題に対応する改善でございます。本業務は、高い専門性を要する文書管理運用支援業務を内容とする特殊性から、従来一者応札が続く状況にございました。平成26年度基本方針での選定に伴い、業務範囲の見直し、従来の実施状況の開示、引き継ぎ期

間の延長などの競争性確保のための工夫を行いまして、説明会には2者の参加がございましたが、結果的には一者応札にとどまったという状況でございます。

以上を踏まえまして、今後の方針でございます。本業務においては、費用削減効果及び競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価することは困難でございます。説明会に参加した入札不参加者を対象とするヒアリングにおいて、人力的な対応が困難であるなどの課題が判明しているところ、次期入札に向けて競争性を高めるための検討が必要となっております。

これらを踏まえ、次期事業においては、引き続き民間競争入札を実施することによって、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の向上及び維持経費の削減を図っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、ご意見、ご質問のある委員はご発言ください。どうぞ。

○関野副主査 ご説明ありがとうございました。

今後についてなんですけれど、6ページに、常駐で調布・東京・相模原・筑波と4カ所なのでネックかもしれないということをご自身で書いてございますけれど、資料E-3の一番下の入札不参加に対するヒアリングの結果で、自分の会社のリソースが足りないとか人員の確保が整わないと書いてございますけれど、これがその4カ所に常駐しなきゃいけないということを言ってきたということによろしいのでしょうか。

○平松主任 そのように理解しております。

○関野副主査 やっぱり4カ所に常駐させなきゃいけないから、自分の会社では要員確保が難しいと言ってきたと。

○平松主任 そうですね。あと人数的なものも。こちらから人数は要求はしておりませんが、それぞれの会社で、今回の業務に照らし合わせた場合に、それだけの人数確保も難しいということとあわせているかと思えます。

○関野副主査 ならば、対応として、例えば4カ所を2カ所にするとか、集中化するとかということは、やっぱり必須と書いてありますけれど、単なる文書管理ではなく、そう簡単にはできない、つまりリモートではできないということなんですか。

○平松主任 全てが電子化された場合には、もしかしたらそれは可能かもしれませんが、まだまだ現場で紙の媒体が実際に動いているのが現実です。その紙の媒体を受け取

って、それを確認しながら文書登録すると。また、それぞれの事業所に文書が置いてあって、その貸し出し依頼があった場合は、その現場から文書を引き出して、依頼のあった職員に渡すというところで、やはり現場に人が張りついているということは必須条件だと考えております。

○関野副主査 わかりました。図書館が4つあると思えばいいという感じですかね。

○平松主任 そうですね。執務室も含めて全て管理しておりますので、そのように考えております。

○関野副主査 現物がそこにあるのだから、統一はできないという。

○平松主任 はい。

○関野副主査 おっしゃったとおり、電子化するしかないんだ。本とか図書を。

○平松主任 そうですね。今後の大きな課題となると思いますけれども。

○関野副主査 ありがとうございました。

○井熊主査 これ、いろいろファイリングするために特殊な知識がなきゃダメなのですか。

○平松主任 一般でとられているファイリングとかそういう知識であって、決してJAXAという業務に特化したものではありません。通常ファイリング等の資格があれば十分に行える業務だと考えております。

○井熊主査 そうであれば、体制さえ整えば、特にこのJAXAの分野に対する知識がなくても対応はできる仕事であると。

○平松主任 はい。

○井熊主査 その辺をもうちょっとわかるようにしたほうがいいのかなというふうに思うんですけれども。あとは、僕は常駐という規定というのはどうなのかなというふうに、今どきと思うんですけれど。例えば何か要求があってから、何時間以内に持ってこられればいいとかいう、何か違ったスペックの切り方で、民間が創意工夫すれば、それがハードルをクリアできるとか。

やっぱり皆さん、あるときは10人も来て関心があったのに、みんな帰っていくという状況を変えるために、やはり民間の創意工夫が発揮できる内容というのを、ぜひ今後も検討していただければと思います。

何かほかに意見ございますか。よろしいですか。

それでは、本事業の評価案の審議はこれまでといたしていただきたいと思いますが、結果としては、市場化テストを継続するという方向でよろしいかと思います。

事務局から何か確認すべき点はございますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 それでは、本事業は市場化テストを継続するというので、監理委員会に報告したいと思います。

どうも本日はありがとうございました。

((国研)宇宙航空研究開発機構退室)

○井熊主査 続きまして、事務局から報告案件がございます。それでは、報告をお願いします。

○事務局 林野庁の国有林の間伐等事業の実施要項の変更について、ご報告させていただきます。

資料6をごらんください。本件は、国有林の間伐、路網整備、複層林に誘導する伐採、地ごしらえ、苗木の植林等を行う事業、9期目のものとなります。本実施要項につきましては、本年2月1日に開催されました当委員会でご議論いただき、3月7日の本委員会でご承認いただいたものになります。

「2. 変更理由」にございますように、ご承認いただいたものの、平成31年4月に森林経営管理法が施行されたことに伴いまして、第44条第1項で「国有林事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、林業経営者に委託するように配慮する」と規定されましたため、総合評価点の変更を行ないたい旨、林野庁からお願いがあったものになります。

変更点につきましては、「3. 変更概要」にございますように、法律に則して条件を追記、加算点を配点するような形になっております。本件につきましては、法令に合わせての変更でございますので、やむを得ないと思っております。

本小委員会にご報告させていただいた後、本委員会に報告しまして、議了とさせていただければと思っております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○井熊主査 ありがとうございました。

ただいま事務局より報告がありました。ご質問等ありましたら、ご発言願います。

よろしいですか。

法令に従った変更ですので、異存なしということにしたいと思っております。ありがとうございました。

— 了 —